

医療法等の一部改正法案

先週末に日本列島を襲った厳しい寒波は、日本海側の各地に大雪をもたらし、鳥取市では昭和59年以来となる90cmを越す積雪となるなど、西日本を中心に記録的な降雪となり、道路や鉄道など交通網に大きな混乱をもたらしました。週末の気温上昇に伴い落雪や雪崩の恐れもあります、積雪の多かった地域の皆様には、くれぐれもお気をつけ頂きたいと思います。

スキージャンプW杯の男女を通じた通算最多優勝記録にあと1勝としていた女子の高梨沙羅選手は、来年の冬期五輪の開催地の平昌でのW杯第18戦で今季9勝目を飾り、最多優勝記録の53勝に並びました。高校3年生の初優勝から4年11ヶ月、87戦での驚異的なスピード達成となりました。五輪での金メダルへの期待とともに、20歳の若者がどこまで記録を伸ばすか、興味の持たれるところです。

さて、国会は衆議院予算委員会での平成29年度予算案の審議が行われ、文部科学省の天下り斡旋問題や「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(TOC条約)を批准するために提出が予定されている組織犯罪処罰法改正案などを巡り、政府との激しい質疑応答が続いています。

自党内においては、今国会に提出予定の法案についての与党内手続きが順次進められています。厚生労働部会関係では、医療と介護を一体的に提供する介護医療院の創設、被用者保険の介護納付金に対する総報酬割の導入等を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が2月7日に閣議決定し国会に提案され、続いて「医療法等の一部を改正する法律案」や「健康増進法の一部改正法案」の検討が行われています。

医療法等の改正においては、ゲノム医療の実用化に向けた遺伝子関連検査の精度を確保するため、医療機関等で行う検体検査の精度管理の基準を明確化すること。特定機能病院について、東京女子医科大学病院や群馬大学医学部付属病院における医療安全に関する重大事案が発生したことを踏まえ、特定機能病院のガバナンスを強化するため、施設の開設者に対し、管理者が医療安全を確保できるよう、適切な管理者の選任や監査委員会の設置等の措置を講じることが義務付けること。ウェブサイトにより発信される情報等により、美容医療サービスに関する消費者トラブルが増加していることを踏まえ、虚偽または誇大な内容等の不適切な表示の禁止、罰則の措置を講ずること。などにより安全で適切な医療提供の確保を図るものとなっています。

健康増進法の改正においては、2019年のラグビーW杯及び2020年の五輪開催を控え、医療機関や飲食店等の多数の者が利用する施設について、敷地内若しくは建物内を喫煙禁止とすることにより、受動喫煙の防止を図るもの

となっています。党内には小規模飲食店事業者等への影響を考慮し、慎重な検討を求める声もありますが、北京大会をはじめ最近の五輪開催国が罰則付の禁煙措置を講じられていることや受動喫煙による肺がん等の疾患リスクが学問的にも明らかとなっている状況において、日本の禁煙対策が諸外国に比べて見劣りするものであってはならないと考えます。